2023年11月13日

お客様各位

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

公募追加型証券投資信託の設定に関するお知らせ
スパークス・日本株L&Sファンド（野村SMA・EW向け）

スパークス・アセット・マネジメント株式会社は、公募追加型証券投資信託「スパークス・日本株L&Sファンド（野村SMA・EW向け）（以下「当ファンド」）」を下記の通り設定することをお知らせ致します。

当ファンドは、主としてスパークス・ミディアム・レバレッジドL&Sマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）を通じて、わが国の株式市場全体の動向による価格変動リスクを抑制しつつ、絶対値基準での信託財産の中・長期的な安定成長を図ることを目標に運用を行います。

その目的達成のため、将来の成長の見込まれる株式、過小評価されている株式を取得し、一方過大評価されている魅力の乏しい株式を空売りする運用およびその他の派生商品を利用した運用を行います。

当ファンドの特色は、「企業価値をターゲットとしたダブル・アルファの追求」、「株式投資の魅力を活かすロング・バイアス」、「レバレッジを活用した効率的なリターン特性」の3点です。

スパークス・アセット・マネジメントの徹底的な現場リサーチによる企業の目利き力を活用し、割安な銘柄を買建て（ロング）し、割高な銘柄を売建て（ショート）することで市場要因を低減させ、ロング・ショート両方による超過収益（ダブル・アルファ）を目指します。

また、ロング・ポジションとショート・ポジションの絶対値の合計は、実質的に信託財産の純資産総額の150%以内を目途として運用を行うことにより、積極的に組入銘柄選択による収益の獲得を目指します。

※　市場動向や、ファンドの資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■当資料はプレスリリースを目的として、スパークス・アセット・マネジメント株式会社（以下、当社）が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。■当資料は、特定の有価証券等の勧誘を目的とするものではありません。このため、当資料の第三者への提示・配布や当資料を用いた勧誘行為は禁止いたします。■当資料は目的によらず、当社の許可なしに複製・複写をすることを禁じます。

記

■投資信託の概要

ファンド名称	スパークス・日本株 L&S ファンド（野村 SMA・EW 向け）
商品分類	追加型投信／国内／株式／特殊型（ロング・ショート型）
購入の申込期間	2023 年 11 月 11 日から 2025 年 2 月 28 日まで ※　申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
信託期間	無期限（2023 年 11 月 6 日設定）
決算日	毎年 12 月 6 日（休業日の場合は翌営業日） ※　初回決算日は、2023 年 12 月 6 日とします。
収益分配	年 1 回の決算時に収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ただし、分配対象額が少額の場合等は分配を行わないこともあります。 ※　収益分配金は、税金を差し引いた後、自動的に再投資されます。
委託会社	スパークス・アセット・マネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 346 号 加入協会　一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
販売会社	野村證券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 142 号 加入協会　日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
受託会社	三井住友信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長（登金）第 649 号 加入協会　日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

※　当ファンドのお申込みを行う投資者は、原則として販売会社に SMA（セパレートリー・マネージド・アカウント）取引口座を開設した者等に限るものとします。

■本件に関するお問合せ先
スパークス・アセット・マネジメント株式会社
ビジネス・デベロップメント本部
リテール・ビジネス・デベロップメント部
電話番号：03-6711-9170
受付時間：9:00～17:00（12 月 31 日～1 月 3 日・土日祝日・振替休日を除く）

以上

■当資料はプレスリリースを目的として、スパークス・アセット・マネジメント株式会社（以下、当社）が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。■当資料は、特定の有価証券等の勧誘を目的とするものではありません。このため、当資料の第三者への提示・配布や当資料を用いた勧誘行為は禁止いたします。■当資料は目的によらず、当社の許可なしに複製・複写をすることを禁じます。

＜実績報酬＞

計算期間を通じて毎日、原則として前営業日の基準価額（1万口当たり）がハイ・ウォーター・マークを上回った場合、当該基準価額から当該ハイ・ウォーター・マークを控除して得た額に22％（税抜20％）の率を乗じて得た額に、計算日における受益権総口数を10,000で除して得た額を乗じて得た額（以下、「実績報酬額」といいます。）から前営業日の実績報酬額を控除した額が計上され、ファンドの基準価額に反映されます。

実績報酬 ＝（ **前営業日の基準価額** － **ハイ・ウォーター・マーク** ）× 22％（税抜20％）

実績報酬額の実際の支払いは、原則として毎計算期間の最初の６ヶ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき当該基準価額が当該ハイ・ウォーター・マークを超えている場合に、信託財産中から委託会社に支弁するものとします。
（期中に一部解約が行われた場合、当該一部解約口数に相当する分の実績報酬額は上記の基準価額の水準にかかわらず支払われます。）
※当ファンドの実績報酬は、ファンドの運用実績に応じて委託会社が受け取る運用の対価です。

◆ハイ・ウォーター・マークについて

当ファンドの実績報酬の算定には、ハイ・ウォーター・マークを採用します。

① 設定日から最初の計算期末まで：10,000円（１万口当たり）

② 上記①以降：毎計算期間の最初の６ヶ月終了日および毎計算期末（以下、「当該日」といいます。）において、当該日の前営業日の基準価額が、

その時点のハイ・ウォーター・マークを上回った場合
⇒翌営業日以降のハイ・ウォーター・マークは、当該基準価額に変更されます。

その時点のハイ・ウォーター・マークを下回った場合
⇒ハイ・ウォーター・マークは変更されません。

ただし、ハイ・ウォーター・マークが変更されない場合においても、決算時に収益分配が行われた場合には、ハイ・ウォーター・マークは収益分配金額を控除したものに調整されるものとします。

※当ファンドのハイ・ウォーター・マークの価額につきましては、委託会社の照会先までお問い合わせください。

◆実績報酬の留意点

- 毎日の基準価額は、前営業日の実績報酬が費用計上された後の価額です。従って、解約される際に、解約時の基準価額から更に実績報酬が差し引かれるものではありません。
- 実績報酬は、毎計算期間の最初の６ヶ月終了日および毎計算期末に当ファンドから支払われますが、この場合も実績報酬は既に費用計上されていますので、更に実績報酬が差し引かれるものではありません。

お申込みの際は投資信託説明書（交付目論見書）を必ずご覧ください。

■当資料はプレスリリースを目的として、スパークス・アセット・マネジメント株式会社（以下、当社）が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。■当資料は、特定の有価証券等の勧誘を目的とするものではありません。このため、当資料の第三者への提示・配布や当資料を用いた勧誘行為は禁止いたします。■当資料は目的によらず、当社の許可なしに複製・複写をすることを禁じます。

＜投資リスク＞

基準価額の変動要因

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資等を通じて、国内の株式などの値動きのある有価証券に投資し、派生商品取引を活用しますので、ファンドの基準価額は変動します。**従って、投資者の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。**

価格変動リスク（株式等への投資リスク・派生商品取引リスク）

一般に株価やその他の金融派生商品は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況、国内および国際的な政治・経済情勢等に応じて変動します。従って、当ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があり、これらの価格変動または流動性に予想外の変動があった場合、重大な損失が生じる場合があります。
また当ファンドは、ロング・ポジションとショート・ポジションの絶対値の合計については、実質的に信託財産の純資産総額の150％以内としているため、レバレッジがかかっている場合には損失が通常のファンドよりも大きくなる可能性があります。

ロング・ショート戦略固有のリスク

当ファンドは売建て（ショート・ポジション）取引を行いますので、売建てた株式等が値上がりした場合、基準価額が下落する要因となり、株式市場の上昇局面でも損失を被るリスクがあります。また、ロング・ポジションおよびショート・ポジションの双方で損失が生じた場合、通常のファンドにおける損失よりも大きくなる可能性があります。

信用リスク

組入れられる株式や債券等の有価証券やコマーシャル・ペーパー等短期金融商品は、発行体に債務不履行が発生あるいは懸念される場合には価格が下がることがあり、また、投資資金を回収できなくなることがあります。

集中投資のリスク

当ファンドは、銘柄を絞り込んだ運用を行う可能性があるため、市場動向にかかわらず基準価額の変動が大きくなる場合があります。

一部解約による資金流出等に伴うリスク

・大量の解約があった場合、解約代金を手当てするため保有有価証券を売却しなければならないことがあり、その際には市場動向や取引量等の状況によって、基準価額が大きく変動することがあります。
・当ファンドはマザーファンド受益証券への投資を通じて運用を行いますので、同じマザーファンドに投資する他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動があり、その結果マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合があります。

お申込みの際は投資信託説明書（交付目論見書）を必ずご覧ください。

■当資料はプレスリリースを目的として、スパークス・アセット・マネジメント株式会社（以下、当社）が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。■当資料は、特定の有価証券等の勧誘を目的とするものではありません。このため、当資料の第三者への提示・配布や当資料を用いた勧誘行為は禁止いたします。■当資料は目的によらず、当社の許可なしに複製・複写をすることを禁じます。

その他の留意事項

●システムリスク・市場リスクなどに関する事項
証券市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により閉鎖されることがあります。このような場合、一時的に換金等ができないこともあります。また、これらにより、一時的にファンドの運用方針に基づく運用ができなくなるリスクなどもあります。

※基準価額の変動要因(投資リスク)は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。
収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
収益分配の支払いは、信託財産から行われます。従って純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

リスクの管理体制

・委託会社では、投資リスクを適切に管理するため、運用部門ではファンドの特性に沿ったリスク範囲内で運用を行うよう留意しています。また、運用部門から独立した管理担当部門によりモニタリング等のリスク管理を行っています。
・委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。
・取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

お申込みの際は投資信託説明書（交付目論見書）を必ずご覧ください。

■当資料はプレスリリースを目的として、スパークス・アセット・マネジメント株式会社（以下、当社）が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。■当資料は、特定の有価証券等の勧誘を目的とするものではありません。このため、当資料の第三者への提示・配布や当資料を用いた勧誘行為は禁止いたします。■当資料は目的によらず、当社の許可なしに複製・複写をすることを禁じます。

＜お申込みメモ＞

購入単位	1円以上1円単位（当初元本1口=1円）
購入価額	購入申込受付日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
購入の申込者の制限	当ファンドのお申込みを行う投資者は、原則として販売会社にSMA（セパレートリー・マネージド・アカウント）取引口座を開設した者等に限るものとします。
換金単位	1口単位
換金価額	換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額を控除した額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み分とします。
購入の申込期間	2023年11月11日から2025年2月28日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金申込受付を取り消すことができます。
信託期間	無期限（2023年11月6日設定）
繰上償還	受益権口数が10億口を下回ることとなった場合等には、償還となる場合があります。
決算日	毎年12月6日（休業日の場合は翌営業日） ※初回決算日は、2023年12月6日とします。
収益分配	年1回の決算時に収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ただし、分配対象額が少額の場合等は分配を行わないこともあります。 ※収益分配金は、税金を差し引いた後、自動的に再投資されます。
信託金の限度額	2,000億円を上限とします。
公告	原則として電子公告の方法により行い、ホームページ【https://www.sparx.co.jp/】に掲載します。
運用報告書	ファンドの毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、原則として販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 ※上記は2023年7月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

お申込みの際は投資信託説明書（交付目論見書）を必ずご覧ください。

■当資料はプレスリリースを目的として、スパークス・アセット・マネジメント株式会社（以下、当社）が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。■当資料は、特定の有価証券等の勧誘を目的とするものではありません。このため、当資料の第三者への提示・配布や当資料を用いた勧誘行為は禁止いたします。■当資料は目的によらず、当社の許可なしに複製・複写をすることを禁じます。

＜ファンドの費用＞

投資者が直接的に負担する費用			
購入時手数料	ありません。		
信託財産留保額	換金申込受付日の基準価額に対して**0.20%**の率を乗じて得た額をご負担いただきます。		
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
運用管理費用（信託報酬）	日々の信託財産の純資産総額に対して**年率1.111%（税抜1.01%）**を乗じて得た額とします。 運用管理費用（信託報酬）は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に、信託財産から支払われます。 運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率		
信託報酬の配分	支払先	内訳(税抜)	主な役務
	委託会社	年率0.95%	ファンドの運用、開示書類等の作成、基準価額の算出等の対価
	販売会社	年率0.03%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
	受託会社	年率0.03%	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等の対価
実績報酬	計算期間を通じて毎日、原則として前営業日の基準価額がハイ・ウォーター・マークを上回った場合、当該基準価額から当該ハイ・ウォーター・マークを控除して得た額に**22%（税抜20%）**の率を乗じて得た額とします。 **※実績報酬の詳細については交付目論見書をご参照ください。**		
監査費用 印刷費用	監査費用、印刷費用などの諸費用は、ファンドの純資産総額に対して年率0.11%（税抜0.10%）を上限とする額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に、信託財産から支払われます。 ※監査費用：ファンドの監査人に対する報酬および費用 印刷費用：有価証券届出書、目論見書、運用報告書等の作成、印刷および提出等に係る費用		
その他の費用・手数料	組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用、マザーファンドの換金に伴う信託財産留保額等は、その都度信託財産から支払われます。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。 ※組入有価証券の売買委託手数料：有価証券の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 信託事務の諸費用：投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息		

※当該手数料等の合計額については、ファンドの購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

お申込みの際は投資信託説明書（交付目論見書）を必ずご覧ください。

■当資料はプレスリリースを目的として、スパークス・アセット・マネジメント株式会社（以下、当社）が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。■当資料は、特定の有価証券等の勧誘を目的とするものではありません。このため、当資料の第三者への提示・配布や当資料を用いた勧誘行為は禁止いたします。■当資料は目的によらず、当社の許可なしに複製・複写をすることを禁じます。